

回答公表日	令和3年7月28日(水)
質問受付期間	令和3年7月19日(月)～7月20日(火) 受付分
質問事業者数	今回受付分 3 / 累計 13

<b>備考</b>
<p>◎ 受け付けた質問の掲載にあたって、一部文章を修正しています。</p> <p>◎ 類似の質問については、質問をまとめて掲載をしています。</p> <p>◎ 選定評価に関する質問や個別案件の是非を問う質問など、応募の公平性に支障が生じる質問については、掲載及び回答しません。</p>

**質問及び回答 (今回更新分)**

No.	内容分類	関連文書等	ページ	質問内容	回答
1	[条件]施設設置	-	-	浸水の可能性がある地域に施設を設置して問題ないか。	応募については問題ありません。なお、適切な避難計画や対策を講じることに留意してください。
2	近隣対応	募集要項の4(4)	P.7	自治会への説明会は必ず実施しなければならないか。	近隣住民等（隣接住民、自治会等）への説明は必須ですが、説明会の開催は必ずしも行わなくても構いません。改修工事及びその後の事業運営を円滑に行うためにも、丁寧な対応を心がけるようお願いします。
3	補助金	市交付要綱		改修費用のうち、対象及び対象外となる費用の一覧はあるか。	国交付要綱別表に規定するとおりです。 なお、判断に迷う個別具体的な費用については、国等と協議の上、対象経費か否かを判断していくことになります。現時点ではお答えできませんのでご了承ください。
4	補助金	市交付要綱		2階建ての建物を新築し、1階部分を小規模保育事業所にした場合、建築費用はどこまでが対象となるか。	事業実施に必要な改修費用が対象であり、建築費用は対象となりません。「質問及び回答（前回までの回答分）」のNo.21を参照してください。
5	補助金	市交付要綱		施設設置箇所によって、補助金の有無や補助金額の算定に差があるか。	市内において、地域による補助金等の条件に差はありません。

No.	内容分類	関連文書等	ページ	質問内容	回答
<b>質問及び回答（前回までの回答分）</b>					
No.	内容分類	関連文書等	ページ	質問内容	回答
1	応募資格	募集要項の3①	P.2	法人格を有しない個人事業主が、本事業に応募するために法人格を取得する場合、応募資格上の問題はないか。	応募時点で法人格を有していれば問題ありません。
2	[条件]施設設置	募集要項の4(1)⑫	P.3	野外遊戯場の代わりとなる公園等について、施設からの距離に規定はあるか。	公園等までの移動に係る距離や所要時間に制限は設けませんが、交通量の多い道路を避けたり、歩道のある道路を通るなど交通安全に十分に留意してください。 （【参考】「交通の方法に関する教則（S53.10.30_国家公安委員会告示第3号）」、「交通安全教育指針（H10.9.22_国家公安委員会告示第15号）」）
3	[条件]施設設置	募集要項の4「■施設の設置・運営の基準」表	P.8	2方向避難の確保について、出入口の間の距離など規定はあるか。	2方向避難とは、2階以上に保育室等を設ける場合、2つ以上の直通階段を設けることを指しており、保育室等から階段までの距離が30m以内である等、建築基準法に則った規定があります。（児童福祉施設と同等の水準を求めます。） 建物の構造等の個別事例によるところがあるため、設計士等に確認の上、市建築指導課や久留米広域消防本部に必ず確認を行ってください。 （【参考】建築基準法施行令117条、120条、121条等）
4	[条件]施設設置	募集要項の4「■施設の設置・運営の基準」表	P.8	2階に保育室を設ける場合、屋内階段と屋外らせん階段の2つをもって、2方向避難を満たすと判断されるか。	一般的には、建築基準法に適合した直通階段であれば、屋内階段と屋外階段の2つで2方向避難を満たすと考えられます。 なお、らせん階段の安全性や消防法上の確認など、設計士等に確認の上、市建築指導課や久留米広域消防本部に必ず確認を行ってください。 （【参考】建築基準法施行令117条、120条、121条等）
5	[条件]施設設置	設備運営条例第30条第1号	-	定員15人（0歳児3人、1歳児6人、2歳児6人）の場合、幼児用トイレは2つ必要か。	規定はありませんが、2つ以上設置することが望ましいと考えます。

No.	内容分類	関連文書等	ページ	質問内容	回答
6	[条件]施設設置	-	-	同一建物内の隣接する2部屋を賃借し、部屋間の内壁を一部撤去して改修することで、小規模保育事業所とすることは可能か。 また、可能な場合、内壁の撤去はどこまで行わなければならないか。	複数の賃貸借契約に基づいた物件を使用する場合であっても、公共部分を通らずに部屋間を往来でき、かつ法令等に適合するよう改修を行う前提で、一体的な施設として判断することは可能です。 なお、内壁の撤去自体については求めませんが、それぞれの部屋の採光や換気設備の確保ができるかなど個別事例に応じて判断してください。
7	[条件]運営	募集要項の4(2)⑰	P.5	利用児童の歯科検診について、年1回の実施でよいか。	健康診断と同様に年2回実施してください。 なお、歯が生えていない利用児童については、実施しなくても構いません。
8	[条件]運営	募集要項の4(2)⑳	P.5	現在、他の施設長に従事している者が、今回募集施設の施設長を兼務することは可能か。	施設長は常時施設の運営管理に従事する必要があり、他施設との兼務は認められません。
9	[条件]運営	募集要項の4「■施設の設置・運営の基準」表	P.7	「給食：調理員専用の手洗い設備を設置すること」とあるが、「手洗い設備」に調理員専用の便所を含んでいる自治体もある。久留米市はどのように判断するか。	調理従事員専用の便所が設けられていることが望ましいとは考えますが、必須の条件には求めません。 (【参考】「大量調理施設衛生管理マニュアル(H29.6.1_厚労省生食発0616第1号)」)
10	[条件]運営	-	-	早朝の児童受入時(早出)や、通常保育時間後の延長保育時(遅出)に、保育士は2名必要か。	必要です。 開所中の保育士配置について、2名を下ることはできません。 (【参考】設備運営条例31条2項)
11	[条件]運営	-	-	定員を超過した児童の受け入れは可能か。	保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則ですが、地域の実情を踏まえて、定員を超えて22人までの受け入れが可能です。 (【参考】国留意事項別紙6のV1(1))
12	[条件]連携施設	募集要項の4(3)	P.7	公立保育所を連携施設とすることはできるか。	できません。
13	[条件]連携施設	募集要項の4(3)	P.7	連携施設について、市に事前の相談及び施設の紹介依頼を行ってもよいか。	お受けすることはできません。
14	応募書類	様式第2号		「2. 運営施設」について、企業主導型保育事業は「届出保育施設」欄に記入すればよいか。	お見込みのとおりです。

No.	内容分類	関連文書等	ページ	質問内容	回答
15	応募書類	様式第6号-1		応募時に施設長の予定としていた者を、応募後に変更してもよいか。	応募書類を提出した後、応募受付期間中であれば応募書類を差し替えても構いません。 面接審査（2次審査）にて選定された後の変更は原則認めませんが、サービスの向上につながる場合や、やむを得ない場合で、かつ審査の評価に影響を与えないと本市が判断した場合に限り、認める場合があります。 施設開所後の変更は、変更後の施設長が適切な資質をもつ者であれば、特に変更の要件は定めません。
16	応募書類	様式第3号		応募書類の提出時に、賃貸借契約書の添付は必要か。	契約の締結及び契約書の提出は求めません。
17	応募書類	様式第6号		1歳児と2歳児を同一クラスで保育してもよいか。	構いません。
18	補助金	市ホームページ	-	市交付要綱は準備中となっているが、いつ頃公表の予定か。	7月16日（金）に公表しました。
19	補助金	募集要項の6 市交付要綱	P.9	補助金の対象となる入札・契約等に規程はあるか。	「久留米市契約事務規則」「久留米市最低制限価格制度実施要綱」等に準じてください。（市ホームページにて公表） なお、選定事業者には入札・契約等の手続きについて、改めて説明を行います。
20	補助金	募集要項の6 市交付要綱	P.9	施設改修に係る契約締結について、市の内諾後に行うこととあるが、建物の賃貸契約も同様か。	建物の賃貸契約に限り、市の内諾前に締結してかまいません。
21	補助金	市交付要綱		土地所有者が建物を新築し、その建物を賃借して内部を改修した場合、どこまでが補助対象経費となるか。	国実施要綱の5（1）②に規定のとおり、施設整備を目的とする経費（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）は対象となりません。 質問事例の場合、建物の新築に要した施設整備費は補助対象外となり、本事業の実施に必要な内部の改修費等のみが対象となります。（補助事業対象者が建物を新築しようとする場合も同様。） なお、このような改修を行う場合は、施設整備費と改修費が明確に区分できるように注意してください。

No.	内容分類	関連文書等	ページ	質問内容	回答
22	補助金	市交付要綱		1階に保育室・調理室等、2階に会議室・職員休憩室等を配置した場合、2階部分に係る改修費用は補助対象経費となるか。	小規模保育事業所として一体的に改修するのであれば、対象となります。
23	補助金	市交付要綱		建物の賃借料は補助対象経費となるか。	対象となります。 賃借料については、賃貸借契約締結日から令和4年3月31日までに発生する分で、礼金等を含み、敷金等を除きます。 なお、賃貸借契約日が令和3年4月1日以前の場合は、令和3年4月1日以降に発生する賃借料に限ります。また、礼金等は賃借料の3か月分を上限とします。
24	補助金	市交付要綱		補助基準額に「賃借料加算」を設けているか。加算がある場合は、工事期間中の賃料を計上することはできるか。	賃借料に係る別途の加算は設けていませんが、補助対象経費の一部として計上することができます。計上できる賃借料については、「質問及び回答（今回更新分）」のNo.6をご参照ください。
25	補助金	市交付要綱		備品購入費は補助対象経費となるか。	対象となります。
26	補助金	市交付要綱		実施設計費、設計管理費、備品購入費は補助対象経費となるか。	対象となります。
27	補助金	市交付要綱		滅菌庫や冷蔵庫は、補助対象経費となるか。	対象となります。
28	地域型給付費	-	-	設定した定員まで児童が入所しなかった場合、他自治体では定員を下回る人数分の費用（公定価格）を助成しているが、久留米市ではどうか。	本市ではそのような助成はありません。
29	地域型給付費	募集要項の4(2)㉔	p.5-6	公定価格の基本分単価に含まれる職員として、非常勤事務職員を配置することとなっているが、これは必ず配置しなければならないのか。 また、必要な費用は基本分単価に含まれているのか。	国留意事項に記載のとおり、管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置しなくても構いません。 また、「非常勤調理員」「非常勤事務員」のように非常勤と表記されている職員は、常勤であっても構いません。 なお、必要な費用は基本分単価に含まれています。

表中用語

※ 募集要項 : 久留米市保育事業者募集要項

※ 補助金 : 久留米市小規模保育事業所改修費等支援事業費補助金

※ 市交付要綱 : 久留米市小規模保育事業所改修費等支援事業費補助金交付要綱

※ 国交付要綱 : 保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（H30.10.17/6厚労省発子1017第5号）の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」

No.	内容分類	関連文書等	ページ	質問内容	回答
-----	------	-------	-----	------	----

※ 国実施要綱：認可保育所等設置支援事業の実施について（H29.3.31/雇児発0031第30号）の別添1「保育所等改修費等支援事業実施要綱」

※ 国留意事項：特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（H28.8.23/内閣府他/府子本第571号他）

※ 設備運営条例：久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（H26条例第27号）